

第 40 回 盛岡市玉山区地域協議会 議 事 録

盛岡市玉山区地域協議会

第 40 回盛岡市玉山区地域協議会

日 時 平成 24 年 6 月 20 日 (水)
13 時 30 分 から
場 所 玉山総合事務所 3 階 大会議室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 区長あいさつ

4 議事録署名員の選出

5 議 事

(1) 報 告
な し

(2) 審 議

ア 諮問事項

審議第 1 号 盛岡市体育館条例の一部を改正する条例について

(説明者：市民部 細川部長, スポーツ推進課 佐藤課長)

イ 自主的審議事項
な し

6 そ の 他

7 閉 会

盛岡市玉山区地域協議会委員名簿

任期：平成24年2月13日～平成26年2月12日

	氏 名	所 属 団 体 等
委員	伊 香 信 子	玉山区交通安全母の会連合会 会長
委員	岩 崎 隆	元岩手県農協青年組織協議会 会長
委員	右 京 富 弥	盛岡市社会福祉協議会 副会長
委員	小 橋 弓 子	公募委員
委員	駒 井 元	盛岡市環境審議会委員
委員	齋 藤 勲	玉山区自治会連絡協議会 会長
委員	桜 輝 夫	公募委員
委員	佐々木 由 勝	元岩手県二戸振興局農政部長
委員	竹 田 ア サ	玉山区芸術文化団体連絡会理事
委員	千 葉 進	盛岡商工会議所玉山地域運営協議会 会長
委員	津志田 貞 子	元市議会議員
委員	福 田 稔	新岩手農業協同組合 代表理事組合長
委員	松 坂 幸 美	渋民中学校 P T A 会長
委員	皆 川 ミエ子	盛岡市上下水道事業経営審議会委員
委員	村 山 美栄子	巻堀地区民生児童委員協議会 会長

本議事録が正確であることを証し，下記に署名する。

平成24年 8月21日

議事録署名員

桜 輝夫



平成24年 8月21日

議事録署名員

佐々木 由勝



議 事 録

○ 会議概要

1 会議名

第40回盛岡市玉山区地域協議会

2 開催日時

平成24年6月20日（水） 13時30分から14時29分

3 開催場所

玉山総合事務所 3階 大会議室

4 出席者（33名）

委員：右京富弥 委員（副会長）

（14名） 伊香信子 委員，岩崎隆 委員，小橋弓子 委員，駒井元 委員，齋藤勲 委員
桜輝夫 委員，佐々木由勝 委員，竹田アサ 委員，千葉進 委員，
津志田貞子 委員，松坂幸美 委員，皆川ミエ子 委員，村山美栄子 委員
（欠席者 福田稔 委員（会長））

市側出席者：川村玉山区長，萬事務長

（19名） （市民部）細川部長，佐藤スポーツ推進課長，川原スポーツ推進課長補佐
畑澤スポーツ推進課主任
（環境部）櫻環境企画課長
（玉山総合事務所）佐々木参事兼総務課長，高橋税務住民課長
佐藤健康福祉課長，大澤産業振興課長
千葉参事兼建設課長

（渋民公民館）本山主幹

（玉山学校給食センター）北田所長

（農業委員会事務局玉山分室）畠山主幹

事務局（玉山総務課）：佐々木主任主査，吉田主任，加藤主任
佐藤主任

5 傍聴者 高橋和夫市議

マスコミ取材1社 盛岡タイムス

○ 会議内容

1 開会

(萬事務長) それでは、本日はご苦労さまでございます。ただいまから第40回盛岡市玉山区地域協議会を開会いたします。

本会は委員総数の半数以上で会議が成立するという規定になってございます。本日は委員15名中14名が出席いただいておりますので、本日の会議は成立しておりますことをご報告いたします。

2 会長あいさつ

(萬事務長) それでは、次第の2に移ります。会長あいさつ、それでは右京副会長からごあいさつのほうをお願い申し上げます。

(右京副会長) 福田会長が他の用務でこの会議に出席できかねるということになりましたので、私からあいさつを申し上げます。

毎日うっとうしい季節を迎えておりますが、昨日来台風4号の襲来で全国的にはかなりの被害が発生したわけでありましてけれども、岩手県、とりわけこの地区については余り大きな台風の影響もなく済んだということで安堵いたしておる状況下にあります。そうした中、委員の皆様方におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、急遽ご案内申し上げた本日の地域協議会にご出席をいただきまして厚く御礼を申し上げます。

さて、去る6月2日に啄木没後100年を記念します啄木祭が姫神ホールにほぼ満員の観客を集め開催されました。啄木ゆかりの地の代表者らによるサミットや建築家の安藤忠雄さんによる講演、洪民小学校児童らによる演奏などを通して、1世紀前に亡くなった郷土の偉人石川啄木が今もなお多くの方々から愛し続けられていることを再認識した次第であります。

本日の議題は、ご案内しておりますとおり、前回も諮問がありました市民部スポーツ推進課からの審議1件となっております。委員の皆さんから忌憚のない発言をお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。

(萬事務長) どうもありがとうございました。

3 区長あいさつ

(萬事務長) それでは、次に川村玉山区長からごあいさつを申し上げます。

(川村区長) 委員の皆様方にはご多用中のところ、第40回玉山区地域協議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

今月1日に会議が開催されたばかりでございますが、本協議会のご意見を至急伺わなければならない事案が生じまして、会議を開催していただきたいということで市長から本協議会会長へ依頼がございました。委員の皆様方には、急遽お集まりいただくことになり、まことに恐縮に存じておるところでございます。

緊急な案件が生じた際には、このように急遽会議を開催していただくというケースもやむを得ないと存じますが、本協議会の運営指針で会議は年6回程度開催ということで、これまで隔月開催されてきたところでございます。委員の皆様方にもそのように承知されてこられたものと存じております。

今後におきましては、市の各部局等に対しまして、やむを得ない場合は別といたしまして、定期的な会議の開催に合わせて諮問なり報告の調整を図るよう徹底してまいりたいというふう存じておりますので、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、市側から諮問事項1件を協議していただくこととしております。委員の皆様方には忌憚のないご意見をお願いいたしまして、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

4 議事録署名員の選出

(萬事務長) それでは、次に次第の4、議事録署名員の選出でございますが、ここからは右京副会長さんに議長を務めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(右京副会長) それでは、私のほうから議事を進行させていただきます。4番の議事録署名員の選出でございますけれども、当職のほうから指名することにいたしたいと思います、それにご異議ございませんか。

(「異議なし」 の声)

(右京副会長) 異議なしと認めまして、私のほうから指名をいたしたいと思います。議事録署名委員は、桜輝夫委員、佐々木由勝委員、この2名の方をお願いいたします。ということでご了承願います。

5 議 事

(1) 報 告 な し

(2) 審 議

(右京副会長) 続いて、5番の議事に入ってまいります。

会議は公開で行います。本日は諮問事項1件を審議します。

審議第1号盛岡市体育館条例の一部を改正する条例について、市民部の細川部長、スポ

ーツ推進課佐藤課長から説明をお願いします。

(細川部長) 私盛岡市市民部長の細川と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。まずもって本日、先ほど川村玉山区長からもお話ございましたけれども、突然私どもの都合で皆様方にご審議をいただくことになりまして、大変申しわけございません。どうぞよろしくお願ひいたします。

この盛岡市体育館条例の一部を改正する条例につきましては、6月1日の地域協議会で説明事項でご説明申し上げたわけでございますけれども、本来地域の公の施設に係る部分でございますので、諮問事項として扱うべきということで今回会議を開いていただきまして諮問申し上げます。

概要につきましては、私のほうから申し上げまして、詳細につきましては担当課長から申し上げたいと思います。概要でございますけれども、現在好摩地区において整備が進められております新好摩体育館の使用料を定めるものでございます。現在の好摩体育館は、昭和58年の設置以来、スポーツ活動のみならず地域活動の場として年間を通じて利用いただき、地域の交流の拠点として深く浸透している施設でございますが、老朽化が進み、また広さや設備が十分ではないということから建てかえを行うことといたしまして、これまで周辺地域の自治会長さんを初め、利用団体の皆様方とともに十数回にわたる意見交換会を行いながら計画を進めてまいったところでございます。昨年10月27日には、工事請負契約について可決いただき、工事契約を締結いたしました。現在順調に工事が進捗しております。7月下旬には新しい施設を皆様方にお使いいただける運びとなっております。また、外構工事等もございますので、全体が完成するのは10月の見込みでございますけれども、そういった事情の中で、7月下旬に新しい施設をお使いいただくに当たって、先んじて新しい使用料について皆様にお諮りさせていただきたいというものでございます。

なお、これまでもご説明申し上げてまいったことではございますけれども、新しい施設の使用料の設定につきましては、現在の渋民総合体育館の使用料を上回らない範囲で設定するというところで進めてまいりました。

本日諮問申し上げます中身でございますけれども、現在お使いいただいている旧好摩体育館の使用料と基本的に同額でお願いしたいというものでございます。したがって、当然渋民総合体育館の使用料を十分に下回っている料金設定をご諮問申し上げます。

詳細につきましては、担当課長の佐藤のほうから説明させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(佐藤課長) スポーツ推進課の佐藤です。どうぞよろしくお願ひいたします。本日は、臨時の地域協議会ということで開催していただきまして大変ありがとうございます。感謝申し上げます。それでは、座って説明させていただきます。

盛岡市体育館条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。資料をごらんいただきたいと存じます。玉山区地域協議会資料でございます。

1の改正の趣旨でございますが、好摩体育館の改築に伴い使用料を改定するほか、必要な規定の整備をしようとするものでございます。

2、改正の内容でございますが、好摩体育館のアリーナ及び柔道場の使用料を改めるものでございます。新好摩体育館のアリーナの部分の使用料を改めますとともに、新たに設置する柔道場につきましても新料金を設定するものでございます。

(1)の貸し切り使用の場合の使用料でございます。アリーナの貸し切り使用の場合の使用料でございますが、料金を徴収しない場合のうち、アマチュア競技に使用する場合、一般は1時間までごとに840円、1日までごとに5,360円、高校生以下の場合は半額の420円、それから2,680円としております。その他の催しに使用する場合につきましては、1時間までごとに1,040円、それから1日までごとに6,720円というようなアリーナのほうの料金を設定してございます。

アリーナの使用料につきましては、部長からもお話をいたしましたけれども、現好摩体育館の使用料に基づきまして算定してございまして、新好摩体育館のアリーナにつきましては現好摩体育館の2倍以上の面積がございまして、ただ、現好摩体育館で利用いただいておりますバレーボールのような競技につきましては、アリーナを半面に分けて2面を同時に使用することが可能になっております。現在の好摩体育館の一般貸し切り使用料金を新好摩体育館の一般貸し切り利用と想定いたしまして、全面利用に係る使用料はこの2倍として設定してございます。

表の下の米印をごらんいただきたいと思います。今まで好摩体育館をご利用いただいた方が今までと同様の使用料でご利用いただくことができるように半面貸しを想定してございます。アリーナにつきましては、アマチュアの競技に使用する場合、アリーナの2分の1を使用するときの使用料の額はこの表により算定した額の5割に相当する額を適用することといたしております。

表のほうに戻っていただきまして、今回体育館内に新設いたします柔道場の貸し切り使用の場合の使用料でございます。アマチュア競技に使用する場合で、一般が1時間までごとに160円、1日までごとに1,020円としております。高校生以下の場合はそれぞれ半額の80円と510円としております。その他の催しに使用する場合につきましては、1時間までごとに240円、1日までごとに1,530円としております。

柔道場の使用料につきましては、現在好摩体育館には柔道場がございませんことから、玉山区内の渋民総合体育館の柔剣道場の使用料を参考といたしております。渋民総合体育館の柔剣道場の面積が295平方メートルに対しまして、新好摩体育館の柔道場が面積が117平方メートルでございまして、およそ100対40の比率となりまして、40%の率を渋民体育館の柔剣道場の使用料に乗じて算定してございます。

2つ目の米印でございますが、このほかの照明設備もしくは暖房を使用し、または機械もしくは器具を設置して電気を使用する場合につきましては、使用料に実費の範囲内で定める額を加算した額をちょうだいすることといたしまして、この金額につきましては別に市長が定めるということにしてございます。

(2)でございますが、アリーナの一般使用の場合の使用料につきましては、1人1時間までごとに一般は100円、高校生以下の場合は半額の50円をちょうだいすることとしております。

それから、資料にはございませんけれども、相撲場につきましては現行の使用料をそのまま変更なしでということにいたしますので、今回の条例の改正では出てございません。

いずれ貸し切り利用で使用料金を徴収しない場合でアマチュアの競技で使用する場合、一般は現在相撲場210円ですが、そのとおり、高校生以下は100円ですが、これもそのとおりというようなことで考えております。

それから、3、施行期日でございますが、平成24年7月24日とし、同日から新体育館あるいは柔道場、相撲場を供用開始したいと考えております。

次に、裏面をごらんいただきたいと思っております。4の施設概要であります。現在建設中の施設の概要が掲載してございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

それから、次の資料でございますが、好摩地区社会体育施設（好摩体育館等）使用料比較表でございます。これにつきまして、1、条例改正により改定する使用料で、(1)、アリーナの使用料でございますが、今ご説明申し上げましたとおり貸し切り利用の場合の料金でございますが、料金を徴収しない場合、それからアマチュア競技で使用して、一般の場合でございますが、現行好摩体育館は1時間までごとに420円、それが新好摩体育館につきましては1時間ごとに840円ということで、これにつきましては下の米印でございますが、片面利用は半額、アマチュア競技の貸し切り利用に限るということで、いずれ840円でございますが、片面利用すれば420円ということで、現在の好摩体育館の使用料と同額ということでございます。

参考までに市民体育館のそれぞれ1時間ごと、1日ごとの料金も掲載してございますが、いずれ市民体育館の使用料の範囲内ということで設定してございます。

それから、2の柔道場の使用料でございますが、これも先ほど申し上げましたとおり市民体育館の柔剣道場と新しい好摩体育館の柔道場の面積の比率によりまして、市民総合体育館の柔剣道場の料金のおよそ4割と、40%ということで設定してございます。貸し切り利用のアマチュア競技使用で一般の場合は新好摩体育館の柔道場は160円、市民が420円ということで、その40%というような、そういった設定をしてございます。

それから、参考としてお示ししております資料のほうもごらんいただきたいと存じます。好摩地区社会体育施設（好摩体育館等）使用料比較表でございます。旧盛岡市域との比較ということで、(1)、アリーナの使用料でございます。比較の対象といたしまして、盛岡体育館の例を示してございます。料金体系等が若干違いまして、そのまま比較ということにはなりませんけれども、盛岡体育館の場合は9時から13時、13時から17時、17時から21時でそれぞれ1時間ごとの料金を設定してございます。土日の場合は9時から13時までは2,500円、平日は2,000円、1時間です。これに対しまして、新好摩体育館は1時間ごとに一般で840円というような、そういった料金設定でございます。

それから、(2)の柔道場の使用料でございますが、こちらにつきましては市の武道館の金額を掲載してございます。こちらにつきましても料金体系違ってございますけれども、団体使用の場合、9時から13時までは2,000円、これは4時間の料金でございます。単純に4で割れば1時間当たり500円というような料金になります。それから、13時から17時までも2,000円、それから17時から21時までは3,000円というようなことで、いずれにいたしましても旧市域との比較をいたしますと、それよりは安い料金ということで今回設定したものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

(右京副会長) 説明が終わりましたので、ここから委員の皆さん方からご意見をいただきたい
と思います。どうぞ意見のある方、ご発言願います。

はい、どうぞ、駒井委員。

(駒井委員) 今スポーツ施設としての料金体系を説明受けたわけですがけれども、建設当初のお
話で出たように、好摩体育館というのは、かつての体育館は多目的利用をしていた施設な
わけです。今後スポーツ施設としての料金体系はあるにしても、例えば地区の行事で使う
ような場合の料金設定はどういうふうな形になっていくのでしょうか、使用料に関しては、

(右京副会長) それでは、説明願います。

(佐藤課長) 料金設定は、本日お示ししました貸し切り使用の場合の使用料というこの表とこ
れまでも全く同じでございました。それで、地域で自治会さん等で利用する場合は市の事
業というようなことで、恐らく免除とかそういう形になっていたかと思えます。

それで、あと新しい体育館につきましても意見交換会の中でやっぱりそういう地域の利
用があるということでステージが欲しい、あるいはいはいす、机もそれなりに十分に用意して
ほしいというご要望もございまして、そういったものをちゃんと完備しました施設として
整備してございます。

(駒井委員) わかりました。ありがとうございます。

(右京副会長) ほかにご意見ある方。皆川委員。

(皆川委員) 使用料のことは詳しくわかりましたけれども、電気料とか暖房料が漠然としてい
るのですが、今までとかなりの差が出るようでしょうか。

(右京副会長) それでは、説明願います。

(佐藤課長) 照明料、暖房料でございまして、これにつきましては基本的には、先ほど申しま
したように面積が2倍になるので、今までの料金の2倍の金額を設定してございますが、
ただ半面利用すればやはり半額にするということで考えてございます。照明料、アリーナ
は今まで1時間ごと420円でしたが、新好摩のほうは840円として、半面利用すればやはり
同じ420円と。それから、柔道場につきましても、これは今まで施設がございませんでした
ので、先ほどの柔道場の使用料と同じように済民体育館の柔剣道場の料金、これの4割と
いうようなことで設定してございます。

(皆川委員) 暖房料はまだわかりませんか。

(佐藤課長) 暖房料も同じ考え方でございます。それで、現在の好摩体育館の暖房料が一般で
1,040円、これが新好摩体育館の場合はいずれ倍の2,080円と、ただし半面利用する場合は

やはり半額で1,040円という同額ということでございます。

それから、シャワー室も今回新しい体育館にはできましたけれども、これにつきましては市民体育館と同額の1人1回100円ということで設定をさせていただいております。

(皆川委員) ありがとうございます。

(右京副会長) ほかにございませんか。齋藤委員。

(齋藤委員) 私は、ここの体育館の利用者の一人です。きょうも午前中利用してきました、卓球クラブですけれども。それで、事務局やっている人は、料金は特にこれで問題はないみたいで、実際半面あれば使えますからいいと思うのですが、前もいつか出たと思うのですが、割引料金というのがありますよね。それはこれから一切無理なのでしょうか。それをぜひ聞いてください。今は社会福祉関係の何かそれに登録していると割引になっているみたいなのです。卓球クラブもその割引料金を利用しているようなのです。今までであるのがなくなるというのは、かなり抵抗感があると思うのですが、どうなのでしょう。

(右京副会長) 説明願います。

(佐藤課長) 今のお話は、使用料の減免ということになるかと思えます。これにつきましては、6月1日のこの協議会のほうでご諮問申し上げたそういう中身になるかと思えますが、私どもが現在考えております減免につきましては、玉山区との合併協定の中で5年をめぐりにということで、まず中学校の部活で体育館を利用する場合は全額免除、それから社会教育団体さんの登録している方がお使いになる場合は5割減免ということで今まではやってきたわけですが、これにつきまして今回見直しをしたいということで、中学校の部活につきましては10年をめぐりに継続したい。ただ、社会教育団体さん等が使用する場合の5割減免は、これを廃止したいということでご諮問申し上げましたけれども、ちょっと皆さんいろいろ議論いただきまして、今回は一たん取り下げということにさせていただいて、改めて利用団体さん等と意見交換、懇談を行いまして、そういった結果を踏まえて改めて諮問させていただきたいというふうに考えております。

(齋藤委員) もうちょっと検討の余地をくださいということで、引き続きということですね。

(右京副会長) 説明願います。

(細川部長) 基本的には、そのとおりでございます。いずれ6月1日の日にご諮問申し上げまして、一度取り下げたという形ですので、一たん今は何もない状態になっております。ただ、6月1日の際に特にお話いただいたのが、いわゆる41も社会教育団体がある中で、2回の説明会で21団体、25団体ということで、やっぱり7割、8割の方々のご意見を聞いた上で判断しなさいと、こういうご意見ございましたので、現在7月に再度説明会をする機会をつくる予定でございます。その上で改めてその経過を、ここで申し上げるのもあれ

なのですが、7月の地域協議会のときにはその経緯をまずは報告させていただくという場面にさせていただきたいと。それから、その上で、その次の協議会のときに改めて諮問させていただければというふうなことを今現在考えてございます。

(右京副会長) それでは、ほかに。どうぞ、津志田委員。

(津志田委員) 先ほど齋藤委員のほうから割引料金があればいいなというお話がありました。私が思うには、盛岡市は活動センターがたくさんありますよね、加賀野とか太田とか。それでそこを利用する場合は、料金はどうなっていますか。

(右京副会長) それでは、説明願います。

(佐藤課長) 活動センターは、基本的には営利等を目的としない場合はたしか無料と伺ってございます。

(右京副会長) 津志田委員。

(津志田委員) 玉山区の皆さんが利用させていただくのにも、そういう状況の中で皆さんが健康づくりのために利用させていただいているのではないかなと思いますので、やはり私も先ほどからももう少し何か特典があればいいなと。盛岡の方たちがそうやって無料で使っていらっしゃるのですから、バレーなんかも。だから、齋藤委員がおっしゃったように、もう少し割引があればいいなという希望でございます。

(右京副会長) 説明を願います。

(細川部長) ありがとうございます。今お話しいただきましたとおり、旧盛岡市域には活動センターでございます。ただ、いずれこの議論につきましては、場を改めてご相談申し上げたいと思うのですが、現状を申し上げますと、実は今盛岡市内でも体育施設のない活動センターがかなりございまして、そういったところからもやはりご要望をいただいております。その中で今現在盛岡市といたしましては、配置そのものが適正なのか、あるいは不十分なところはどこなのか、市の財政でどこまでできるのかと、こういうことを全体的に見ながら議論しましょうというところに差ししかかっておりますので、今のご意見ももちろん参考にさせていただきながら、全体の中で検討させていただきたいと思っております。

(右京副会長) 津志田委員。

(津志田委員) ご答弁ありがとうございます。でも、先ほど部長さんが何もない状況の中でおっしゃいましたので、やはり齋藤委員さんのご希望もあるようでございますし、地域の皆さん方も1回だけならば高い料金でもよろしいのですが、やっぱり健康維持のために頑張っていると思いますので、そこをもう一度割引のほうをお考えいただきますように

よろしく願いいたします。

(右京副会長) 説明ありましたら、どうぞ。

(細川部長) 同じお話をするようなことになりますけれども、ご意見は十分に承りました。今後議論していく中で、きちんとまた皆様方にご説明できる、あるいは理解しやすい資料等も準備させていただく中で再度検討はさせていただきたいと思います。

一方で、全くセットではございませんけれども、今回の体育館の使用料につきましても、冒頭でも申し上げましたが、当初市の内部ではやはり旧好摩体育館と新体育館では施設の充実度も違うので、料金設定についてもという議論はございました。ただ、最終的に財政を説得し、それから市長のほうもここは負担増にならないようにと、こういうことで今回の諮問に至ったものでございますので、全体的に私どもももう一度検討しながら再度諮問申し上げたいと思います。

以上でございます。

(右京副会長) よろしいでしょうか。

(佐々木委員) これは次回の議題になりますから、今の議題ではないと思いますので議事の進行をお願いします。

(右京副会長) 関連ありますから、津志田委員どうぞ。

(津志田委員) 再度提出していただくようでございますけれども、もう私たちも何回もお願いしておりますので、次はいいご返事をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(右京副会長) それでは、議事を進めてまいります。

ほかにご意見ございませんか。

(なし)

(右京副会長) 意見なしという声がありますが、ないでしょうか。

意見ないようですので、それではお諮りをいたしたいと思います。諮問事項第1号については、提案を可とすることで答申する、こういうことでよろしいかお諮りをします。ご異議ありませんか。賛成の挙手がありました。可とすることで異議ないですね。

(「異議なし」 の声)

(右京副会長) それでは、諮問事項第1号につきましては提案を可とすることといたします。

以上でこの件に関しての審議を終わりとさせていただきます。説明者、ご苦労さまでし

た。

6 その他

(右京副会長) ここでその他の事項に入ってまいります，担当課の入れかえを行います。

それでは，その他の事項に入りますけれども，ユートランド姫神隣接地へのメガソーラー誘致事業について，環境部の環境企画課から説明を願うこととなります。よろしく願います。

(櫻課長) 環境部環境企画課の櫻と申します。初めまして。櫻ということでございますが，生出地区の出身ではございませんで，申しわけございません。父親は薮川のほうの出身でございました。申しわけございません，余計なことをしゃべってしまいました。

お手元に資料をお配りさせていただいておりますが，ユートランド姫神隣接地へのメガソーラー誘致事業についてでございます。環境部と玉山総合事務所さんと連携をしながら進めているということでございます。

1番の事業の目的でございますけれども，昨年の大震災以降，電力の需給関係が逼迫しているというような昨年の夏のような状況がございまして，再生可能エネルギー，自然を利用したソーラー発電でありますとか風力発電，こういったものに非常に注目が集まってきたというような背景もございまして，盛岡市では第二次環境基本計画という中で再生可能エネルギー，今申し上げました太陽光とか風力のエネルギーを利用した発電，こういったものへの取り組みということの一端としましてメガソーラーといたしまして，1,000キロワットのを1メガというふう呼びます。普通1,000ワットが1キロというもので，またその1,000倍ということで100万ワット以上ということになると思っておりますが，そういったものがメガソーラーと呼ばれております。そういったものを市の土地を貸し付けまして，民間の事業者さんに発電の事業をやっていただくというようなことで事業を計画したものでございます。

2番の枠組みでございますが，今申し上げましたとおり市の土地を貸し付けまして，そちらに発電の事業者さんに設備をしていただきまして発電をしていただいて，東北電力さんに売っていただくというようなことでございます。事業者さんは盛岡市へ土地代金を払う，それから固定資産税を払うといった支出がありますけれども，発電をした電気を売電するということでの収入でそちらのほうを賄っていくというような仕組みになっております。

3番でございます。事業の内容でございますが，その市有地の一番有力な候補としましてユートランド姫神の隣接地，面積では私どもの計測で約3.8ヘクタールほど活用できるのではないかと見込んでおります。この事業につきましては，国の再生エネルギーの固定価格買い取り制度というようなものが7月1日から始まりますが，そちらが1メガ以上の発電については，ことし24年度に開始される事業については20年間42円の固定価格というようなことが発表されておりますので，事業期間を20年以内と，まず20年というふうに見込んでおります。

発電の規模でございますけれども，1,900キロワットということで，こちらメガに直すと

1.9メガワットというような呼び方になると思います。一般世帯で約570世帯分の発電ができるという中身でございます。

5番の業者の選定でございますが、これから公募プロポーザルということでホームページ等で呼びかけまして事業者さんを募ります。その中で一番いいご提案をしていただいた業者さんに入っていただくというようなことを計画してございます。

4の主な提示条件というところでございますけれども、(2)のところですが、太陽光発電の普及啓発や環境学習といったところの見せるようなところも一緒につくってもらいたいというふうに思っております。

それから、(3)ですが、ユートランド姫神の施設がございまして、そちらへの景観との調和に配慮した設計、目隠しの植栽を加えるとか、そういったようなことを条件づけたいと思っております。

それから、(5)番でございますけれども、発電事業終了後には事業者さんのほうで設備は撤去していただきたいというような条件をつけて発注したいということです。

それから、済みません、(4)番にちょっと戻りますが、できるだけ地元の業者さんを使っていただくというようなことも盛り込んでございます。

裏の面に回りまして、スケジュールでございますけれども、私どもとすれば4月、年度に入りましてから庁内の関係各課、いろんな法規制等がないかというような確認等をしてまいりましたし、東北電力さん、それから県のほう、そういったところとの関係とも調整をしてまいりました。さきの庁議でもお話を申し上げまして、庁内的には進めていいよというような了解をいただいたところでございます。本日は、こちらの協議会のほうにご説明をさせていただいて、本格的に着手をしたいということでございます。先日ユートランド姫神の取締役会が開催されましたので、そちらのほうにもお邪魔をしてご説明はさせていただいております。事業の開始につきましては、できるだけ年度内ということで、25年の3月に発電が開始されるような形で進められればいいというふうに思っております。

参考というところですが、ユートランド姫神の東側の今シラカバとか、それから桜とか若干あるところの用地でございます。比較的平らということで、事業の用地としては非常に有望なところということでございます。現在事業をぜひやりたいというような業者さんも数社私どもも接触しておりますので、公募というようなことで開始しますとスムーズに進むのではないかなというふうに思っております。

メガソーラーのソーラーパネル自体はコンクリートの基礎を若干打ちまして、その上に鉄骨の足を立てて、それにパネルを角度をつけて取りつくと、それが何列もずっと設置されるというような感じかと思えます。口で言うのはちょっと説明下手であれですけれども、表面のちょっと見にくい写真、図でございますけれども、これはかなり規模の大きなものでございますけれども、このようなイメージの施設になるのではないかとございます。

ユートランド姫神につきましては、そのほかにもメガソーラーを契機としまして、近くの生出湧水なども活用したものを何かできないかとか、それからチップボイラーはことし4月から導入させていただいているというようなこともございますので、そういったエコをテーマにした施設にしていけないかというようなことで、環境部のほうではそういった自然エネルギーだけでなく、例えば調理から出る生ごみはそのまま堆肥化して畑に還元

するとか、そういうような取り組み、それからそのほかにもソフト的に、環境部で昨年からちょっと取り組んだりしているのですが、エコレシピというか、食材を無駄にしない調理教室なんか、そういったものもこのユートランドで開催したりして、エコな生活というか、そういったものを体験できる場所にしてまいりたいと、そのような考えをちょっと持っております。

ちょっと話長くなりましたが、以上でございます。よろしくお願いいたします。

(右京副会長) ありがとうございます。それでは、この説明に対して何かご質問等。
佐々木委員、どうぞ。

(佐々木委員) 前にもお願いをしていましたが、要望事項が3点あります。これについては、市の予算になると思いますが、ご配慮をお願いしたいと。特に回答は要りません。

1が太陽光の発電を営業用にある会社がつくると。せっかくでございますので、ユートランドの施設等々ありますので、子供たちの学習の場所にしたいと。したがって、水力発電と風力発電と、あの辺畜産地帯ですから、ふん尿を使ったメタンガスによる発電、最低この3つはあの近辺に市の予算、あるいはこの指定をした業者がつくれるのであればつくっていただいて、電気の関係の科学指導の拠点をお願いをしたいと。1点。

2点目は、公害が出る可能性もあります。公害防止協定をきちっと結んでほしいと。盛岡市は非常に甘くて、家畜ふん尿の公害防止の協定も結んでいないようです。このことについては、契約のときには公害防止協定をきちっと締結をお願いしたい。

3つ目が、(3)に書いてありますが、周辺景観、3メートルの高さですから、取りつけ道路から姫神山は見えなくなりますので、ユートランドの玄関のあたりに姫神山を見るための見晴台をつくってほしい。これはその業者をお願いをして、そこに上がれば姫神山は見えるし、ソーラーの全体像、あそこは約4ヘクタールありますから、上から若干見られると。3メートル以上5メートルぐらいの見晴台をつくってほしいと。台ですね、あずまやの上のほうのやつ。この3つを強く要望申し上げたいと。

以上です。回答は要りません。

(右京副会長) これは要望ということのようですから。ほかにありませんか。
桜委員。

(桜委員) メガソーラーはこの辺では全く珍しいと思いますが、ユートランド周辺、面積もかなりあるわけでございますけれども、観光的にも、あるいは珍しいから見に来ていただけるのではないかと思いますけれども、その辺も含めて考えているかどうかお聞きしたいと
思います。

(右京副会長) 説明願います。

(櫻課長) こちらの施設にあわせまして再生可能エネルギー、太陽光発電の施設ですけれども、そのほかの関係も学習できるような展示施設というか、そういったものもあわせて設置を

していただくというようなことをこの建設の条件に入れていきたいと思っております。そういったことで想定をしているのは、小学生とか中学生が授業の一環で見学に來たりしていただくような施設になればいいなど。そういったことでお子さんが家に帰って家族の方とまた、ではちょっと行ってみるかというようなことでユートランドのほうに訪れていただくというようなつながりができれば非常にいいのかなというようなことは考えております。

(右京副会長) いいですか。桜委員。

(桜委員) 生出湧水のことから考えておるわけでございますので、それとあわせて一緒にひとつよろしくお願ひしたいと思います。

(右京副会長) 要望のようですから、よろしくお願ひします。
ほかにありませんか。

(なし)

(右京副会長) ないようですので、この件に関しては以上で終わりたいと思います。どうもご苦労さまでした。

それでは、次に税務住民課のほうからお話があるようですので、担当者どうぞ。

(高橋課長) 税務住民課でございます。ちょっとご報告ということで時間いただきたいと思ひます。

前回の協議会でございますけれども、玉山区内の市の施設の空間放射線量の資料を全部お出ししました。そのときに協議会さんのほうから、1回だけはかっている施設に関してはもう一回はかかっていただきということでご要望いただいたということでございます。それで市のほうでも検討いたしまして、当初放射線量の低い施設に関しましては一回きりの予定だったのですけれども、非常に高くなっている施設もあるということで、今回もう一回すべての施設の放射線量をはかることにいたしましたので、ご報告させていただきたいと思ひます。その結果につきましては、時期についてはちょっとお約束できませんけれども、今年度中くらいにはもう一度資料をつくりまして協議会に報告させていただきたいと思ひます。

以上、報告させていただきました。どうもありがとうございます。

(右京副会長) 今の件で特に何か質問などありますか。

(なし)

(右京副会長) ないようですので、この件に関しては以上で終わります。

次に、協議会の事務局のほうからお話があるようです。佐々木参事さん、よろしくお願

いします。

(佐々木参事) それでは、事務局のほうから2点ほど皆様方にご報告がございます。

1点目は、皆様方、地域協議会の視察研修の実施の関係でございます。年度当初から計画をしておいたものでございますけれども、概要等がまとまりましたので、皆様方に案内をしたいというふうなことでございます。

視察地につきましては、長野県の松本市と上田市を考えてございます。松本市につきましては、平成17年の4月1日に1市1町4村の編入合併ということで、松本市に編入するような形で新市ができたというふうなことでございます。それから、上田市につきましては平成18年の3月6日に1市2町1村の、これは新設の合併というふうなことでございまして、松本市につきましては旧合併特例法に基づく地域自治区を設置をしております梓川という地域自治区のほうを視察をしたいということでございますし、上田市のほうにつきましては自治法上の一般制度によりまして地域協議会を設けております。そういったことで本庁のほうに出向いて研修をしてまいりたいというふうな計画をしております。

日程につきましては、来月の7月の18日、19日の1泊2日を考えてございます。2カ所ということでございますけれども、新幹線利用いたしまして大宮乗りかえで長野新幹線に乗りかえをして、あとは在来線等を利用しながら2カ所視察をしたいというふうなことでございます。宿泊につきましては、18日の視察地として考えております松本市内のほうに宿泊をして、翌日上田市役所のほうに移動をして、研修後盛岡市のほうに帰ってくるというふうな日程で現在進めております。

詳細につきましては、後日皆様方に改めてご通知を申し上げますけれども、出欠につきまして6月の29日を期限といたしまして、皆様方にご案内を申し上げたいと思っておりますので、どうぞ万障繰り合わせの上ご参加いただければ幸いです。1点目については以上でございます。

それから、2点目につきましては、来月定例の41回目の地域協議会の開催を計画をいたしております。今のところ7月の26日を軸に最終調整を会長のほうとしております。本日会長さんのほうのご都合で、ちょっと会議等で出席しかねたわけでございますけれども、本日最終確認をする予定となっておりますけれども、確認がとれませんでした。7月の26日というふうなことで今まで話し合いをしておりますので、多分その日にちになるかと思いますが、改めて早い時期に皆様方に開催のご案内をしたいというふうに思います。

以上、2点についてご報告申し上げます。

(右京副会長) 事務局から2点について説明がありましたが、この件で何かご質問ありますか。
佐々木委員。

(佐々木委員) 7月の協議会の日程でございます。前回25日というお話がありました。したがって、何人かの日程が入っております。玉山区一人暮らしの集いが26日に決定をいたしておりますので、前回お話のあった25日中心という、25日か27日に延ばしていただきたいと思っております。私確認したつもりでしたけれども、26日になったのですね。

(右京副会長) 事務局のほうで今の要望に対して。

(佐々木参事) 前回25日の前後というようなことで確定した日にちということで申し上げたつもりはございませんでしたけれども、今の佐々木委員さんのご意見を踏まえて、26日をずらして25日でもう一度再度調整をしたいというふうに思います。

(右京副会長) では、そういうことで日程調整、よろしくお願いをします。
ほかにありませんか。

(なし)

(右京副会長) ないようですが、委員の皆さん方からこの際何か。
佐々木委員、どうぞ。

(佐々木委員) お礼をさせていただきたいと思います。早速市の取り組みをいただいた点であります。その他の最後になると思いますが、渋民地区のまちづくり懇談会、大変市長さん、ご配慮いただいて、いろんな要望を申し上げました。その中で玉山区内での市の行事を少しふやしてほしいという強い要望をいたしました。7月の13日、資源再利用の市民のつどい、これが姫神ホールに決定をしたと、早速やりましたよと言われておりましたので、各地区の皆様方のご参加をお願いをしたいなと思っております。ありがとうございました。

それから、同じく農地・水・環境保全向上対策についての要望もたくさんありました。産業振興課の課長さんの働きもあって50%以上の内示が希望地区、10地区なようではありますが、早速すると。次年度については満額予算がつくような県、国の予算に見合うような予算を確保する方向で検討するというお話をいただきました。「まち懇」の効果について市のほうに御礼を申し上げたいと思っております。

それから、若干苦言であります。2つ目が石川啄木没後100年、いろいろ行事があるわけですけれども、玉山区の中にのぼりが一本もありません。商工会議所の婦人部、青年部がステッカーをちらちらと張っているぐらいであります。したがって、行政サイド、可能であれば、のぼりぐらいは好摩駅、渋民駅あるいは国道4号線に、あるいは特に記念館のあたりには何本かの没後100年ののぼりぐらいの表示はお願いしたいなという2点についてお話を申し上げました。

以上です。

(右京副会長) 市民のつどいの要望に対する取り組みのお礼もありましたけれども、2点目については啄木没後100年についての行政当局の努力に対する要望がありました。玉山区、市当局のほうから何かこの件でありますでしょうか。

担当課、どうぞ。

(大澤課長) ただいまお話の中で啄木の没後100年の関係ののぼり等ございましたが、この辺内部で協議させていただくことでご了承賜りたいというふうに思います。

(右京副会長) ということなようですので、ご検討願いたいと思います。
ほかにありませんか。

(なし)

(右京副会長) なければ、その他の項も終わりたいと思います。
会議事項は以上ですので、閉会のほうをよろしく願います。

7 閉 会

(萬事務長) それでは、長時間にわたりご苦労さまでございました。
以上をもちまして本日の第40回地域協議会を閉会させていただきます。本当にありがとうございました。

(14時29分)

会議録作成者

盛岡市役所玉山総合事務所 総務課

地域政策グループ

担当者 加藤

TEL683-2116 (内線 220)

FAX683-1130

E-mail tm.soumu@city.morioka.iwate.jp